

サザンクリーンセンター推進協議会理事会

日時：平成 25 年 11 月 5 日（火） 13:00～14:00

場所：南部総合福祉センター 2 階会議室

出席者

上原裕常	上原 勲	宜保晴毅	
古謝景春	照喜名智	比屋根方次	知念昭則
古堅國雄	仲里 司	上間 明	儀間信子
砂川金次郎	神谷信吉	瀬底正真	

事務局 理事の皆さまこんにちは。定刻が参りましたので、これから第 2 回の理事会を始めていきたいと思っております。まず始めに古謝会長の挨拶を頂いてから本日の協議の方に入らせて頂きます。宜しくお願ひ致します。

会 長 皆さんこんにちは。大変お忙しい中におきましてお集まり頂き感謝を申し上げます。豊見城市の議長さんが、今日は出席できないという事で連絡があったようですが、全員揃っておりますので本当にありがとうございます。このサザン協の最終処分場の輪番制も今月で決めないといけないという事で、皆さんもある程度ご相談を申し上げて、またその将来の方向性についての部分についてもしっかり今で決めておこうという事で、市町長それを理解されておりますし、もしそれに従う事ができない場合は将来において我々約束したんだけど、市民運動とかいろんな事で、それが破棄になった場合にはその地域だけ残渣は自分で処理するという事まで契約を交わそうという事になっておりますから、どうしてもそれは避けられないというような事まで我々考えておりますので、一つその点をご理解願ひたいと思っております。それともう一つは我々環境省の予算が使えるのは 2 分の 1 ですが、しかしながら知念・与座・八重瀬という事で基地がある故にその基地交付金を何故我々広域でも使えないかという事で、12 月いっぱいにはそれ 1 本で頑張りたいたいというような事で本腰入れておりますので、一つ皆さんのご協力を賜りたいと思っております。今日は議案として決算そして議案第 1 号についての費用負担についてという事で議論がございますので、輪番制順位付け協定書の案も出来ておりますので、慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶と致します。宜しくお願ひ致します。

それでは早速議事に入ります。

日程第 1、報告第 1 号『平成 24 年度サザンクリーンセンター推進協議会事業報告について』

日程第 2、認定第 1 号『平成 24 年度サザンクリーンセンター推進協議会歳入歳出決算について』議題と致します。事務局の説明をお願いします。

はい、それでは報告第1号『平成24年度サザン協事業報告について』資料1の方で説明させていただきます。ごみ処理事業についてはこれまでサザン協を中心に協議を行ってきております。まず1点目の会議、理事会2回開催をしております。1回目の会議では23年度事業報告や決算、それから24年度の事業計画・予算についての審議をして頂いて、原案どおり可決をしております。それから議案第3号の南城市に続く次期建設地の輪番制に係る協定書案について、これも原案どおり可決をしております。それから2回目の理事会1月21日でございますけれども、最終処分場の建設場所が決定をしております。美化センターを取り壊しその跡地に最終処分場が造るという事が決定をされ、平成12年から取り組みが始まって13年目にして建設場所が決定をしたという事でございます。それと同時に建設スケジュール、平成30年供用開始に向けての建設スケジュール、それから建設に向けての地域地元堀川区・前川区・当山区3区との基本合意書案を原案のとおり可決をしております。それから(2)の正副会長会3回開催をしております。この会議については理事会へ提出する為の議案調整のための会議でございます。特に第3回の会議については平成25年度事業計画の予算、部会の決定事項として第1部会から第3部会までそれぞれの計画について審議をして頂いて25年度に入って5月7日の理事会で本文については決定をしております。それから(3)の幹事会5回開催をしております。これは正副会長会議へ提出するための議案調整のための会議でございます。それから(4)の専門部会、部会の開催を12回開催をしております。第1部会については最終処分場の基本計画についてが4回、第2部会負担金の算出方法についてが2回、第3部会の方ではごみ処理基本計画4回、第4部会においては島尻の可燃ごみの事務を東部へ移すための一部事務移管のための協議が2回開催をしております。それからこのいずれの部会決定事項も先程の2月26日の正副会長会議を経て5月7日の理事会で承認をされております。それから(5)その他の会議として4回、8月16日の輪番制の協定の調印式を行っております。その模様はマスコミを通じて内外に広く報道されたという事になります。それから2月26日、3月19日の建設への基本合意書の調印式も開催をしております。この3地区、堀川区・前川区・当山区それぞれについて締結ができております。それから2点目に4月11日に23年度決算の監査を行いました。事業計画については以上になりますけれども、引き続いて平成24年度のサザン協の歳入歳出決算書について説明を致します。資料2の方でございます。収入済額が857万3,736円、支出済額が217万1,306円、残額が640万2,430円でございます。詳細については事項別明細の2ページからご説明を致します。歳入の方1款1項1目繰越金427万3,000円でございます。調定額通り収入済でございます。これは平成23年分の繰越金でございます。それから2款1項1目雑入430万です。これについても全額収入済でございます。これは広域行政組合からの事務委託料でございます。それでは算出の方をお願い致します。1款1項1目の推進対策費でございます。549万9,000円その内訳1節報酬89万4,000円、不用額が8万5,000円という事でございます。先程の会議の回数、その分執行しております。これも報酬規程に則って支出をしております。それから9節の旅費210万9,000円でございますけれども、201万2,300円の不用額でございますけれども、これについては理事会が先進地視察を予定しておりましたけれども、この年度は事務調整がつかなくて執行しておりませんが、今年の7月24日に視察を実施しております。それについては25年度で執行されたという事でございます。それから11節の需用費143万9,000円、68万3,506円の不用額でございますけれども、それについては印刷製本費、

広報・地域だよりを年2回発刊する予定でございましたけれども、今回年度版という事で1年限りという事で、それを発行したためにその分が1回分が不用額としてとなっております。それから12節の役務費15万4,000円、これは全額執行されております。それから14節の使用料及び賃借料88万3,000円でございますけれども、53万6,453円の不用額でございますけれども、先程の旅費との関連で理事会等々の視察が出来なかったための不用額でございます。自動車借り上げ料になります。それから18節の備品購入費についてはICレコーダーを購入しております。それから次のページ4ページの方の2款1項1目でございますけれども、319万当初持っていたんですけれども、11万6,000円充当にして、これは12節の方に充当しております。残りが307万4,000円でございます。その残額307万4,000円が不用額となっております。この件については地元の堀川区は視察に行っているんですけれども、前川区と當山区がまだのため、もし行くのであれば対応しようという事でありました。視察に行かないという事であれば、その分丸々不用額として残っているという事でございます。はい、それでは決算書については終わりたいと思います。

会 長 はい、只今事務局から報告第1号事業報告についてと認定第1号歳入歳出決算について報告がございました。

監 事 はい、皆さんこんにちは。西原町の会計課、與那嶺と申します。今年度は南城市と西原町が監査という事で南城市の山内さんと私の方で監査の方を行いました。それでは監査報告を行いたいと思います。決算書の裏5ページになりますが読み上げて報告します。

監査報告 平成24年度サザンクリーンセンター推進協議会歳入歳出決算について、次のとおり監査を実施したので報告します。監査実施日が平成25年5月22日、監査の所見としまして、平成24年度の決算監査にあたり、当該年度の現金出納簿、証憑書類、預金通帳及び各種帳簿等を監査した結果、帳簿の記帳、証憑書類の整理、現金出納並びに保管状況はいずれも的確であり、適正に処理されていることを認めます。平成25年5月22日、監事山内博、與那嶺 剛、以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。今監査役の報告でございました。それでは質疑に移ります。どなたかご質問がありましたらどうぞ。

理 事 進行。

会 長 はい、進行という声がございますので、お諮りを致します。報告第1号事業報告についてと認定第1号歳入歳出決算については承認する事についてはご異議ございませんか？

(「異議なし」の声)

会 長 異議なしと認め原案のとおり決定を致したいと思います。それでは次に日程第3、議案第1号最終処分場の建設及び島尻消防清掃組合の可燃ごみを東部清掃施設組合で処理する事に伴う費用負担について議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは資料 3 で説明をします。最終処分場の建設と島尻の可燃ごみについて東部で処理をするという事に伴う費用負担でございます。まず最終処分場の建設に伴う負担ともう一つ島尻のごみを東部に移すわけですから、それについての負担という事で分けて資料として作っております。まず最終処分場建設に伴っての負担でございます。最終処分場の建設のための個人有地及び島尻組合の所有する土地購入についてでございますけれども、この土地については実は鑑定評価を入れております。2 社入れておりまして、その平均を取って土地の単価を決定しております。この負担についても当然 6 市町の負担になるという事でございます。島尻の土地については実はその当時防衛省の補助を受けて土地を購入しております。ですから、これがもし有償でうちの組合に譲渡という事になると、この補助金が返還されるという事になります。この返還するよりは無償とする事によって当然返還部分が出てきませんから、無償にした方がいいという事でやっております。その補助金返還分の当然 6 市町が持つ事によって全体的な負担分が軽減されると同時にその分についても東部の振興費・・・

会 長 ちよっと暫時休憩します。

会 長 はい、それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局

土地については国庫分の差引分、差額分について 6 市町が負担をして行くという事でございます。この分については修正を整理してあとでまた提示したいと思います。その分については差額分という事でご理解をお願いしたいと思います。そういう事で土地については以上の考え方でございます。それから最終処分場建設のために取り壊される不燃ごみの資源化施設の代替え施設ですね、これについては今島尻の環境美化センター、焼却施設を取り壊すわけなんですけれども、その中に不燃ごみの資源化施設がございます。その分は合わせて取り壊さなくちゃいけないという事になっております。その施設はどういった施設かと言うと、アルミ缶とかスチール缶を選別をしてプレスをし、最終的にはリサイクルをしていくという事です。もう一つはガラスとか陶器類についても破碎をして最終処分場に持って行くというふうな処理システムでございます。ですから、島尻はこの部分が無くなるわけですから、解体に伴ってこの部分を撤去しないといけないわけですから、その部分については、金額がもし新しく整備をした場合の金額が 2 億 8,000 万円余り掛かります。これを全て 6 市町が負担をして行くという事ではあるんですけども、この簡易のプレス機、それを整備した場合、約 2,500 万ぐらいで整備ができるという事でありまして。問題はガラス類とか陶器類、これには破碎についてができないわけですから、近くの糸豊さんあたりに是非その分はお願いをしていきたいという事でございます。それによってかなりの負担が軽減されるという事になります。それから最終処分場建設に伴う地域振興でございますけれども、実はこの件についてはまだ具体的な話合いがなされておられません。まだそこまでは行ってないという事でございます。近々 3 者協議会、地域と南城市とサザン協と話合いの場を、まず設置が必要だろうと考えておりますので、まずここからの話合いが先だろうという事でございます。費用についても今後出てくるだろうという事でございます。確認事項としてはこれ以上のものについては負担割合 30%、搬入量割 70%という事でございます。先程の道路については半分は地元負担という事になります。それから次のペー

ジの島尻環境美化センターの閉鎖に伴う南城市・八重瀬町のごみを東部組合が受け入れる事によって発生する費用負担でございます。これは東部組合の搬入道路が今使われている板良敷・大里線、これは町道になります。今この道路を使って搬入をしております。その島尻が加わる事によってこのごみ収集車が週あたり 180 台分増えます。ですから、この東部組合へ搬入するためにはこの道路が必要不可欠でありますけれども、まだ未整備なところもあって一部整備されないとこもあるという事で今回この分について回収をしていきたいという事でございます。負担については、これは概算でございますけれども、5,000 万円かかると、地元が半分を負担をして頂いて残りの 2,500 万円が 5 市町が負担をしていくという事でございます。それから 6 番目の方の東部組合の洗車機の増設でございますけれども、この件についても当然そのパッカー車が 180 台増えますので、今現在の既存の物では足りないという事であると 2 基増設が必要だという事でございます。1 基 200 万の 2 基ですから、400 万円程かかるという事でございます。それから東部組合へ搬入する南城市・八重瀬町の可燃ごみの受け入れに伴う周辺地域の振興費についてでございますけれども、この件についても具体的な金額は出ておりません。当然まだ話合いもしておりませんので、当然話合いの結果によって負担が出てくるという事でございます。いずれも負担についてもこの南部地区の自区内処理の観点から最終処分場の事業、これは一体的な事業として捉えてこの負担割合については全て 6 市町が負担をして行くというふうな事でございます。もう一つ、最終処分場建設関連経費と東部組合の一部事務移管に伴う経費に関する方針について示してありますので、説明をしたいと思います。当然今後はいろんな形で負担が出てきます。十数億単位という莫大な金額が掛かるわけですが、当然 6 市町が財政負担軽減に繋がるように進めなければいけないという事でございます。また方針と言うのは今後の輪番制に関わる最重要な問題ですので、その方針についてしっかり考えの基で今後の日程■するところをその主旨にも沿って進められるという事でございます。その中で 1 番目の方がこの最終処分場の建設に伴って■事項については必要な経費については 6 市町が共同して負担という事でこれが基本になって参ります。それから美化センターの敷地の一部、土地についてでございますけれども、無償による譲渡という事でございます。この差額分を国庫返還金ではなくて、差額分について 6 市町が持つ事によって有償額が出て全体的な負担の軽減に繋がるという事でございます。それから不燃物資源化施設についても同様でございます。糸豊組合の方が破碎のみを委託する事によって、当初 2 億 8,000 万かかるのが 2,500 万で済むという事でございますので、南部の 3 組合の相互補完の観点からまたお力添えをお願いしたいと思います。それに伴う東部に可燃ごみが行くわけなんですけれども、それによって緊急的な事態も想定されますので、糸豊さんにおいては緊急時における協定書の締結に向けて一つお願いをしたいと思います。それから最終処分場の建設周辺地、自治会への地域振興についてでございますけれども、これも基本的には 6 市町で負担をしていくという事でございます。この南城市においては一括交付金が国の補助事業を使って可能な限り負担の軽減に努めていくという事でございます。それから 6 番目の方の最終処分場建設に伴う島尻組合から東部組合の一部事務移管に関連する経費、これは 3 点の理由によって 6 市町が共有して負担をして行くという事でございます。(1)についてはこの 12 年もの間、最終処分場が建設ができなかったわけです。今回島尻環境美化センターが基幹改良を機にこれを撤去して跡地に最終処分場を造るという事で訴えてきた結果、住民との合意が建設ができるようになったという事の同意でございます。(2)の方が焼

却施設と不燃物資源施設も含めてこの25年度末時点では1億2,400万円の残存価格があります。その件についても補償についても6市町に求めないという事でございます。それから島尻組合の焼却施設廃止についての6市町が目指す焼却施設清掃組合の整理統合、サザン協の長期計画一元化の方向性でございますので、長期計画の方針に向けての合致をさせていただきます。島尻組合から東部組合への一部事務移管に関する経費の負担の在り方でございますけれども、これは東部の搬入道路、町道なんですけれども、その辺についても6市町で負担するんですけれども、半分は地元が負担して頂いて残りは5市町で負担割合に沿って負担をしていくという事でございます。(2)の洗車機についても6市町が負担をして行くと、(3)の地域振興についても6市町が負担をしていくという事でございます。その費用については美化センター敷地の無償譲渡によって、売ったとした場合の金額の一部を充当をし、6市町が負担割合に沿って、この金額について充当して行くという事になります。それから最終処分場建設に掛かる関連事業費の負担の考え方でございます。まず始めにこの基本理念がありまして当然これまでの反省も踏まえて南部地区は自区内処理という一つの関連理念がございます。そのための最終処分場の建設でございますので、そういった方針に沿って取り組みをしていくという事です。それからそういったこれまでの経緯も含めて島尻跡地に最終処分場を造るという事が決定をされております。左手の方が最終処分場建設周辺整備に掛かる事業、直接的なものと直接的な関連事業を分けて整備をしております。6市町が負担割、均等割・搬入量割30%、70%ですね。それから右手の方の最終処分場に関連した事務処理、これが先程の一部事務移管のための事業でございます。ですから、搬入道路については与那原の方が半分を持って残りは5市町の負担で洗車場、それから地域振興という事でございます。その他についても島尻の不燃ごみ、破碎のみなんですけれども、それを糸豊さんの方で是非お願いをしたいという事でございます。それから次のページが最終処分場建設のための直接的経費と直接及び関連経費並びに一部事務移管の市町別負担割合、負担についてです。これは素案でございます。有償よりも無償譲渡の方が負担軽減に繋がるという事の資料でございます。はい、以上がこの関連経費の説明でございます。

会 長 はい、補足説明を致します。大きな3の部分のごみ以外の処理を独自で行う事によって新たに造る場合、2億8,000万掛かります。それをどうしても2,500万ぐらいで落ち着かせたいという事で糸豊さんに是非その分は受け入れて頂きたいという事で今交渉しているんですが、なかなかその回答が来ないという事でありますから、是非そういった事が前向きにご検討を願って、それは一元化に向けての内容でもございますから、是非その点を緊急に議論して頂ければ大変ありがたいと思っておりますので、宜しくお願いを致します。はい、それでは只今説明がございました内容についてご質疑がございましたらどうぞ。

理 事 今方針理念と費用負担の修正という事ですよ？これ今2の部分について説明しましたけれども、7の方針の(4)に対しての？内容と一緒にですよ？そういう形に直されるわけですよ？

事務局 はい。

理事　それともう一点、この7の中で(4)の上記1～3の経費の一部に2,230万円を追加するわけですよね？今この資料を見たら事務移管関連経費充当負担分という事がその■■。方針案の資料のA4の2ページ目の2,230万円、これが生じたわけですね。そうしますとこちらの方の書き方、書き込みが上から1、2、3の部分経費に充当するというような事になっているんですかね？そうすると今こちらに書いている事務移管関連経費という部分がこの中には何も現れないですよね？

会長　暫時休憩します。

会長　休憩前に引き続き会議を開きます。それではご意見のある方はどうぞ。

理事　はい、質問ではないんですけど、確認なんですけど、今回最終処分場は6市町の広域事業、前は南斎場が6市町の広域の事業、今後平成33年に向けてまた焼却施設の広域事業が想定されますけど、この地域振興費の有り方なんですけど、ちょっと方針と言うのをここで確認しておきたいんですけど。言うのはうちの議会の方で今回の最終処分場そしてまた輪番制の取り組みにあたって、地域振興費がいくらになるかも分からないのに賛成とか反対とか言えないというような声があったんですね。そこでやはりある程度の方針と言うのはしっかりと今後の事もありますので示しておかないといけないのかなという事で、今回の最終処分場の地域振興と南斎場の地域振興の整合性はしっかりとされているのか、そしてまた今後もこれもやはり踏襲していかないといけないのか、その辺どうお考えなのか。

会長　はい、それも僕からお答えしましょう。振興費はできるだけ抑えていこうという事で今話し合いをしております。糸満市の場合は被覆型ではなくてオープン型で6億まで出そうと言う議論があります。そんなに出すのも構成町村財政的にも大変ですから、それは抑えていこうと、むしろ金が掛かる被覆型を造るわけですから、また安全だという事でそれは当然それ以内で抑えていくべきだろうという事で考えております。それと前川区においても公民館の建設だという事であるけれども、来年ぐらい一括交付金で造ってうちも議論をしております。そういう事も含めて全体的な予算と言うのは向こうが上げてくれという事で、今公民館を造るのは一括交付金かもしれない。運動場を改修するならどうしてるという事を今議論しようという事ですから、そんなに全体的に大きな部分を補償で揺らすというような事は私は考えておりません。前にし尿処理じゃなくて、焼却施設をやった時には4,000万から5,000万ぐらいを一か所に出したという事を聞いております。そう言った事も含めてみなさんと議論をした中でやっていくという事で考えておりますから、その点の一つご理解をして頂きたいと、あれが参考になるんじゃないかと思っておりますが、向こうにはまだ話はしておりませんから、そういった事も含めて議論をしていきたいと思っております。他にございませんか？

理事　進行。

会長　進行と言う声がございます。それでは議案第1号最終処分場の建設及び島尻消防清掃組合の可燃ごみの東部清掃施設組合で処理する事に伴う費用負担については原案のとおり

決する事にご異議ございませんか？

(「異議なし」の声)

会 長 異議なしという事で原案のとおり決定を致したいと思います。その他事項でございますけれども、皆さんに今お配りを致しました、輪番制の順位付けに関わる協定書という事で案をお配りしております。それについて事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは輪番制の順位付けに係る協定書という事でその案を示しております。ご承知のように基本合意書の中で12月3日までに次期建設候補地を決めるという約束事項がございます、この間の市町長会議等でもこの際時期だけじゃなくして、最後まで一通り順位付けをするべきじゃないかという事で一応確認しております。そしてそれに基づく協定書という形でこのようにまとめております。それでは読み上げます。

『輪番制の順位付けに係る協定書』

糸満市・豊見城市・南城市・八重瀬町・与那原町及び西原町以下関係6市町というのは、南城市に続く最終処分場建設候補地の輪番制について次のとおり協定する。

- 1、輪番制の順位は〇〇町、以下6番目までの順位付けとすると。
- 2、輪番制に係る順位付けについては長期にわたる取り決め事項であり、将来情勢の変化に伴い見直しの必要が生じる事も予想される。その場合において関係6市町は再度協議を行い順位の入替えをする事ができるものとする。
- 3、本協定を履行できない市町は広域による最終処分場事業から離脱し、独自で残渣等の処理を行うものとする。
- 4、その他重要な事項については関係6市町の協議により決定する。この協議が整った証として本書7通を作成し、関係6市町の長が記名・押印の上、南城市長（サザンクリーンセンター推進協議会会長）の長の印を持って割印し、関係6市町及びサザンクリーンセンター推進協議会がそれぞれ1通を保管する。という事で以下6市町長の署名・押印をする欄を設けております。以上です。

会 長 はい、今事務局より説明がございました。本件については当初から次の輪番制だけ決めればいいんじゃないかという議論がございました。そうしますとまた同じことを15年後に議論させる事になりますから、それをさせないためにも3番の最終処分場事業から脱退し、独自でその方針を破った場合には処理してくださいよというような事を謳えばみんな同じ事になりますから、それは最後まで輪番制を決めて行こうという事で協定の内容を盛り込んであります。それともう一つは焼却施設を持っている市町はあとに回すという事がありますが、それが段階的に一元化ですから、それを受け入れる事はできないと途中で変わった場合はそれは順位を入れ替える事にもなりますよというような事ですから、それも含めて協議をしてやりますという事ですから、その点は一つご理解をして頂きたいと思っております。スケジュールの説明を・・・

事務局 この件に関しましては15日ですね。今月の15日に理事会を設定しておりますので、その理事会の中で決定していくと、そして12月2日基本合意書の約束の前の日になります

けれども、その時には関係 6 市町長で署名・押印をして頂くというスケジュールで考えておりますので宜しくお願い致します。

会 長 大変、みなさんクジを引かないで話し合いによる解決でやって頂ければ大変ありがたいと思っております。

理 事 事務局長、糸満が今度改選なんですよ。新しい議員の任期は 12 月 3 日からなんですよ。そうするとそれまでに協議が出来るのは将来決めきれない現議員で議会が開けない。どうしますか？

会 長 現議員で決めないと、それは約束が決まっていますから、それまで約束をしないと向こう受入しませんという事ですから、延ばしたら我々もクジ引いていいですよ。一緒に。

理 事 現議員の中で議論されているわけですから・・・

会 長 ずっと 1 年余りになるんですよ。それを投げてから、だからそれは理由にはならないと思いますから、是非皆さんで早めに決定をされてください。もう 1 年も前に投げかけてありますから、是非皆さん早急してその部分を議論して決めて頂きたいと思います。この前、首長と話をして方向性は見えておりますが、できればクジではなくて、ある程度の理論付けをしてやって頂ければ大変ありがたいと思っております。

理 事 市長、希望されてるところもありますか？

会 長 それは無いですね。

理 事 基本的には無いんですけども、■する為にはそうしないといけない時には。

理 事 ひょっとしたらあるんじゃないかな？

会 長 これは大事なことです。八重瀬町長、今希望を取るという事で大変大事なことです。1カ所が決まれば 2カ所、3カ所というのはさっと決まりますから、是非その辺も加味しながらできれば最初のクジは引かないで。

理 事 豊見城と八重瀬町が入っていますから。

会 長 それはそういった事ですから、是非皆さんも最終的には 3 番は何処でも受けなければいけないわけですから、この協定書の 3 番が重要ですから、皆さんがその 15 年後 30 年後受けないという事であれば独自で処理しなければいけないという事はこれは書かれておりますから、その点は議会にも強調して、これはどうせ 15 年先に受けるのか受けないかと言う問題ですから、ごみ問題を最重要課題として処理するという事を覚悟をしないとこれは出来ないと思います。我々南城も覚悟をしてやっているわけですから、是非その点もお

汲み下さい。どうしても皆さんが■できないとなると私もクジを、という事になりますから一つ宜しくお願いします。西原町の儀間議長も是非皆さんもそういう議論されてくださいね。どっちに転んでもこれを受けますというぐらいの事を皆さんで意思統一をしないとイケないと思いますが、お願いします。知念議長、是非お願いしますね。

理事 僕らのところは実は先程の振興費に関しても僕らのところから出たら議員の中からは地域の議員も本来ならばこれは好ましくないけど、他の議員から欲張ってできるかと言われてますから、だから■な話しやすいんですよ。本来そうで有るべきなんです。ですから、議員はその地域の議員であっても恥ずかしいけれども、恥ずかしいってするのかという事になりますから、これは本来やっぱりみんな基本の南部は一つというものの考え方でやれば、全然問題ないです。何一つ。

会長 宜しくお願い致します。

会長 これを持ちまして会議を閉じたいと思います。ありがとうございます。